

阪神間都市計画区域区分(県決定)の見直しに係る市案

【報告事項②-2】

芦都政第1405号

令和7年3月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

芦屋市長 高島 峻輔

阪神間都市計画区域区分の変更に係る案の作成について（依頼）

このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、下記資料のとおり都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。

記

- 1 法定図書に準じた資料
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域一覧
- 3 関係行政機関等協議一覧
- 4 線引き見直しの考え方
- 5 詳細図
- 6 航空写真

(白紙ページ)

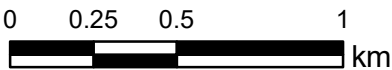
阪神間都市計画区域区分の変更(芦屋市案)

変更箇所図



b-1 南浜・涼風地区

S=1:22,000



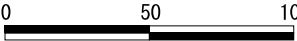
(白紙ページ)

市町名	芦屋市	番号	b-1
地区名	南浜・涼風地区		
縮 尺	1/2,500	方位	↑
関連都 市計画	用途地域、地区計画		

市 街 化 区 域

市街化区域に編入

市街化調整区域

凡 例	
区域区分境界（変更後）	
行政区域境界	
変更地区 市街化区域編入	
変更地区 市街化調整区域編入	
縮尺 1:2,500  	

都市計画を変更しようとする土地の区域一覧

市町名	地区番号	地区名	土地の表示	編入面積 (ha)	逆線面積 (ha)	区域区分見直し理由
芦屋市	b-1	南浜・涼風	芦屋市南浜町1番、涼風町5番の各一部	0.01		護岸工事に伴い地形地物の位置が変更されたため境界調整を行う。

芦屋市の区域区分見直しの方針

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画は、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止するとともに、計画的、効率的な公共施設整備を進め、市街地と農地の健全な調和がとれた都市を形成するための根幹的制度として設けられたものです。

兵庫県では昭和 45 年度に区域区分を決定し、その後昭和 55 年度、昭和 60 年度、平成 3 年度、平成 10 年度、平成 15 年度、平成 21 年度、平成 27 年度、令和 2 年に一斉見直しを行い、今回が第 9 回の見直しとなります。

本市における第 9 回区域区分見直しの考え方については、兵庫県の方針を遵守し、令和 3 年 3 月改訂の阪神地域都市計画区域マスタープラン、「都市計画運用指針」及びこれまでの区域区分の見直しの際に兵庫県で示してきた「市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に係る方針」並びに、令和 3 年 6 月に改訂した芦屋市都市計画マスタープランに基づくものとします。

1) 目標年次におけるフレームの設定

区域区分の見直しについては、阪神地域都市計画区域マスタープランや芦屋市都市計画マスタープラン等を示された本市の将来像を順次実現していくため、これらのプランニングを前提として、人口フレームや産業フレームを設定して行うこととなります。具体的には、国勢調査による基準年次である令和 2 年を基として、10 年後の令和 12 年の人口を設定して行います。

人口フレームは全県及び地域別に設定し、このうち、市街地に収容すべき人口については、地域ごとの人口の推移等を勘案し、市街地として必要と見込まれる面積の算定を行います。

市街化区域の規模の設定は、人口を最も重要な算定根拠とし、世帯数、宅地規模、産業活動の見通し等を勘案して行います。

令和元年に行った人口推計では令和 10 年、令和 15 年における将来人口をそれぞれ 91,158 人、88,172 人としています。従って、令和 12 年における将来人口は、現在人口（令和 5 年 12 月：93,334 人）から若干の人口の減少が見込まれるものの、想定される数値の範囲内となっています。

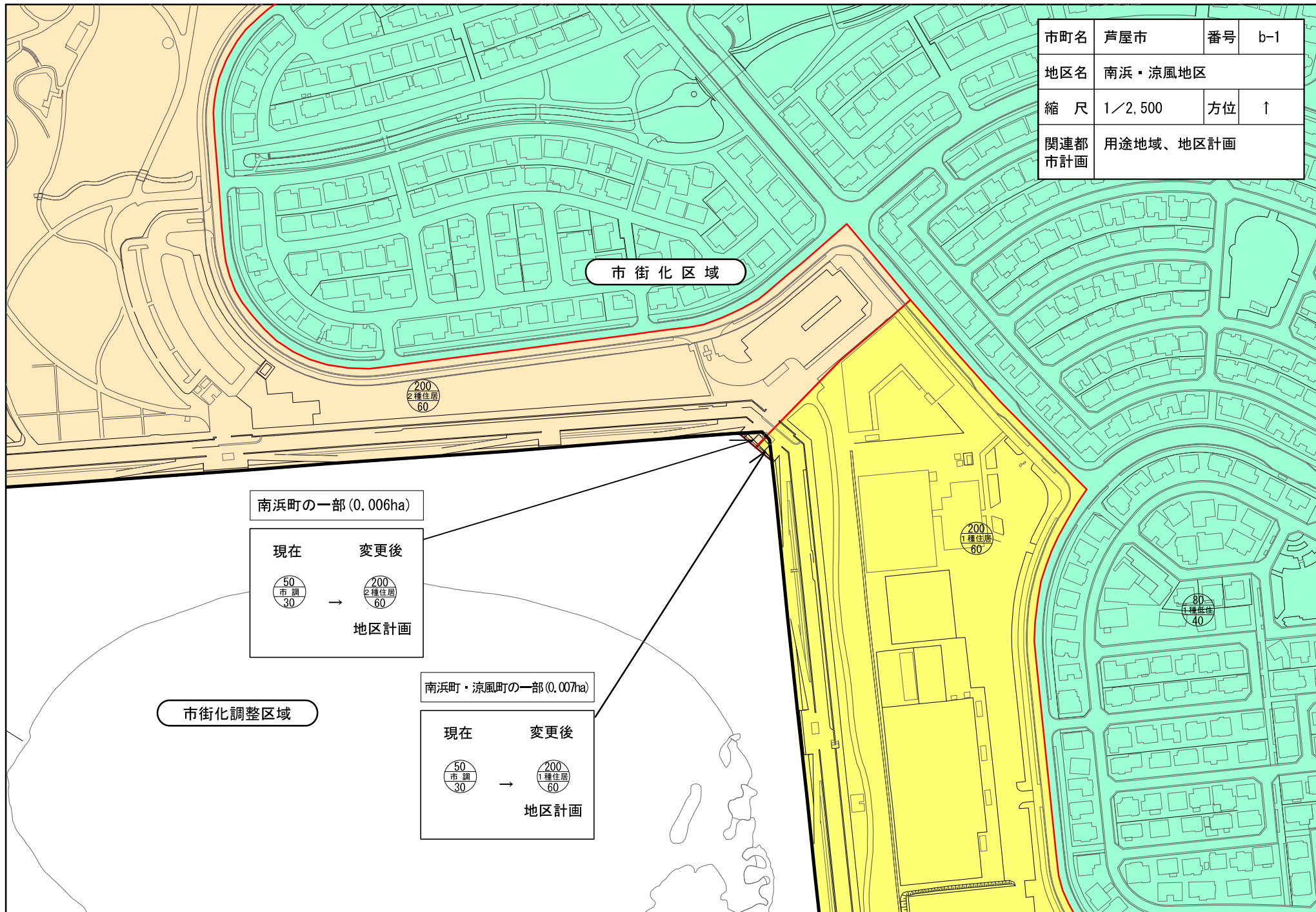
2) 市街化区域への編入

市街化区域の規模は、目標年次における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、新たに市街化区域に編入する区域は、阪神地域都市計画区域マスタープラン及び芦屋市都市計画マスタープラン等に即した開発計画等による計画的な市街化整備が確実に行われる区域とします。

3) 市街化が見込めない区域の措置

市街化区域から市街化調整区域へ編入に努める区域は、土地利用の状態や可能性等を踏まえた上、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間市街化が見込まれない区域や、防災上の理由から都市活動に適さない区域等で、周辺市街地に影響を及ぼさない区域とします。

以 上



市町名	芦屋市	番号	b-1
地区名	南浜・涼風地区		
縮尺	1/2,500	方位	↑
関連都市計画	用途地域、地区計画		

(白紙ページ)